

規程の訂正は 労働時間として取り扱え！！

3月のダイヤ改正から車掌の二人乗務が実施され、それに伴う、営業科・指導科の規程、マニュアルの訂正が行われました。

そして、現場の乗務員に対して営業科・指導科の掲示で規程の訂正の指示が出されました。

これまで、ことある毎に規程・マニュアルの訂正が指示されますが、今回は、二人乗務に関わる部分の訂正が多い上に、営業科の規程・マニュアルの訂正は「再訂正」まで出され、実測した人の中には、1時間ほど訂正に要したとの声も聞きました。

このことについて、A乗務員が総務科長に尋ねに行きました。

- A乗務員)・・・規程の訂正について尋ねます。
規程の訂正に今回、40分以上かかりました。(車掌科の再訂正出る以前)
規程の訂正を自分の時間でやるのはおかしいと思います。
- 総務科長)・・・会社としては以前から取り扱いは、変わりません。
- A乗務員)・・・西日本も東日本も訓練などで時間を設けて訂正をしています。
現場で判断出来なければ、支社なりに聞いて回答を下さい。
- 総務科長)・・・話は、話として聞いておきます・・・

その回答を聞きに、3月27日に総務科に出向きました。

- A乗務員)・・・先日、聞いた規程の訂正の時間についての見解と、支社にも聞いて下さいと言った回答について、おしえて下さい。
- 総務科長)・・・あの掲示(営業科・指導科)の通りの指示です。従前の取り扱いと変わりありません。
- A乗務員)・・・掲示で指示とは業務指示だから時間を付けることになりすね。
- 総務科長)・・・手待ち時間で、ということ。
- A乗務員)・・・手待ち時間とは、労働時間なのか、労働外時間なのかおしえて下さい。
- 総務科長)・・・到着して、時間内にやるとか・・・
- A乗務員)・・・遅延対応時間を規程の訂正に使うとういことですか？
だから、時間の区別がハッキリしない。JR西日本の宝塚線事故の教訓の
から西日本は、安全に関わる業務の規程の訂正をきっちり訓練時間でやっ
ています。東日本も時間付けて訂正してます。

そこに、総務の高畑助役来ました。

- A乗務員)・・・何しに来られましたか？
- 高畑助役)・・・総務科長がいじめられていると思って。 総務科長・・・(苦笑)
- A乗務員)・・・手待ち時間の概念について、聞きます。手待ち時間は、労働外時間ですか？
- 高畑助役)・・・労働外時間・・・
- A乗務員)・・・労働外時間に業務指示ということですか？それでいいんですね？
- 高畑助役)・・・いや労働時間・・・？

現場管理者に聞いても、言ってることの意味が全く理解していないようです。

皆さん！曖昧な、労働区分にも存在しない、「手待ち時間」なるものに騙されてはいけませんよ！！